

パブリックコメントによる意見及び市の考え方

1 パブリックコメント実施期間 令和4年7月27日（水）から令和4年8月25日（木）

2 意見数 9件（1名、1団体）

3 ご意見に対する市の考え方 次の表のとおり

NO	対象項目	意見内容（要旨）	市の考え方	条例への反映の有無等
1	基本的な方向性（1） （目的・理念規定）	<p>鎌ケ谷市個人情報保護法施行条例骨子案に関して以下のコメントを提出いたします。ご査収の上、ご高配賜わると幸いです。</p> <p>1 現在の条例もそうであるが、「個人情報を保護することが個人の尊厳の維持を図るために必要不可欠であることにかんがみ」との表現は、現時点では適切ではないのではないかと思います。例えば、個人情報保護法では、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。」としており、「個人情報の保護」ではなく、「適正な取扱い」としている。さらに、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的」としている。つまり、個人情報は重要であるが、保護だけにフォーカスすべきでなく、有用性を考慮すべき。目的は、個人情報の保護ではなく、個人の権利利益の保護であるべき。条例の骨子案でも「個人情報の保護」に重点をおかれすぎていて、本来実施すべき個人の権利利益の保護が目立たない記載になってしまっています。</p>	<p>ご意見を踏まえ、目的規定において「個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項」及び「市における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項」を定めることとし、個人情報保護法の趣旨や理念を踏まえつつ、市としても個人情報の適正な取扱いを図ることを記載します。</p>	有
2	基本的な方向性（2） （開示期限及び手数料等）	<p>2 基本方針（2）において「市民サービス（開示請求の手数料や決定期限等）への影響を必要最小限とするよう努めます。」と記載されていますが、方針としては適切な表現ではないのではないかと思います。例えば、「影響」には、正の影響と、負の影響があり、できるだけ変えたくない主旨は理解できなくはないですが、あくまで適切な判断を実施すべきであり、正の影響なら積極的に採用し、個人の権利利益の保護で重要なら手間、費用がかかっても実施すべきではないかと思えます。</p>	<p>今回の改正においては、ご意見も踏まえて検討した結果、決定期限及び手数料は現行条例と同様といたしますが、今後も受益者負担や情報公開制度とのバランス等を勘案しながら、手数料の導入等について調査研究してまいります。</p>	無
3	手数料について	<p>3 開示請求における手数料 現行では、保有個人情報の開示手数料は無料であり、交付時には実費相当の複写代を申し受けることは、開かれた市政のためにも有効であるかと思えます。しかし、市民以外からの開示手数料に関しては、市民のためになる可能性が比較的低く、有償にしたほうがいいのではないかと思えます。</p>		

鎌ケ谷市個人情報の保護に関する法律施行条例（骨子案）に係るパブリックコメントの意見及び市の回答一覧

NO	対象項目	意見内容（要旨）	市の考え方	条例への反映の有無等
4	制度全般	<p>条例骨子案へのパブコメを提出するにあたり地方自治の原則等について鎌ケ谷市と認識が共通であることを確認します。</p> <p>“2000年地方分権一括法以降、国と地方自治体とは『対等』であり、機関委任事務はなくなり（通達はなくなり）『自治事務』と法定受託事務となりました。ですから国からの『通知』は技術的助言です。それ故地方自治体たる鎌ケ谷市は「憲法92条の地方自治の本旨」「94条の自治体の条例制定権」そして「自治事務に係る法律の自主的解釈権」の権利主体として自治行政を行う権利と義務があります。今回の個人情報保護委員会から出されている個人情報保護法に関するガイドラインはまさに技術的助言であり、鎌ケ谷市が主体的に市民の個人情報保護の施策を展開する必要があります。”</p> <p>以上の基本的視点・立場から骨子案について意見を述べさせていただきます。</p>	<p>条例は、法律の範囲内で（憲法94条）、法令に違反しない限りにおいて（地方自治法14条1項）制定されるものと捉えております。</p>	無
5	基本的な方向性（1） （目的・理念規定）	<p>1、「鎌ケ谷市の基本的方向性」「条例骨子案：現行条例の目的、市民及び事業者の責務について『長年にわたり市独自に運用してきた条例の理念を将来にわたって引き継ぐ』」ことについては賛成です。これまで市民と行政が一緒になって作ってきた現行条例のレベルを引き下げることなく個人の尊厳・基本的人権を守ってください。</p>	<p>目的規定及び責務規定については、法の目的や規範に反することがなく、また、事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えることがない範囲で条例に独自の理念規定を設けることとします。</p>	有

鎌ヶ谷市個人情報の保護に関する法律施行条例（骨子案）に係るパブリックコメントの意見及び市の回答一覧

NO	対象項目	意見内容（要旨）	市の考え方	条例への 反映の有無等
6	審査会への諮問等	<p>2、しかるに条例骨子案には何点かの疑問点が生じます。</p> <p>○「現行条例のもとでは要配慮個人情報の取り扱い、本人外収集、保有個人情報の目的外利用及びオンライン結合に関して審査会に諮問することとなっていますが、法ではこれらの諮問を規定することが許容されないこととなっています」（P3）となっている中でどのように市民の個人情報を保護していくのでしょうか？（どう条文化するのか？）「諮問を規定することが許容されない」とはガイドラインの技術的助言でしかないのですから本来なら自治体が主体的に規定していいはずです。</p> <p>○最悪の場合でも他の自治体が検討しているように、審査会への諮問を要件とする条文でなくとも</p> <p>* 「従来審査会に諮問してきた事例について、今後も審査会に報告し、又、審査会の委員が必要と判断した際は自発的に調査・審議・意見陳述ができるようにする」ことを規定する。</p> <p>* 個人情報を収集する際には原則として本人から直接収集することが本人の権利・利益の保護に資すると考えられる旨を規定し、『本人から収集するよう努めることを責務とする』といった条文を規定する。『本人以外からの取得については審査会に報告し、審査会で調査・審議できるようにする』といった規定も考えられます。</p> <p>市民の個人情報保護を担保する方法を考えてください。</p> <p>* 「オンライン結合という外部提供について：法律に規定がない、だから法が自治体に委託していない事項について条例で規定してはならない」とガイドラインは言っていますが、いつからオンライン結合等の保有個人情報の外部提供が機関委任事務になったのでしょうか？自治事務である市民の個人情報保護施策について地方自治体である鎌ヶ谷市が規定してよいはず。個別類型的に規定することも許されるはず。</p> <p>以上の点からも、又デジタル社会への方向性によってよりオンライン上の諸課題が出てくることは（グーグル・アップルなど巨大IT企業による監視資本主義といった指摘もある）明らかです。これまで以上に審査会でのチェックが必要です。</p> <p>最低限審査会への報告、審査会の自発的検討は規定されるべきです。</p>	<p>改正法のもとでは、オンライン・オフラインを問わず、安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる必要があります。</p> <p>また、要配慮個人情報を含む個人情報全般について、その保有は法令（条例を含む。）の定める事務に必要な場合に限定され、目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこととされます。さらに、不適正な利用の禁止や適正な取得の規律が適用されることから、これらの規律を遵守することにより、実質的に同等の保護水準が担保されることとなります。</p> <p>審査会については、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合に諮問することができる規定を条例で設け、引き続き、審査会と連携しながら個人情報の適切な保護に取り組んでまいります。</p> <p>また、鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会条例において審査会が制度につき自発的に意見を述べることのできる規定を引き続き設けるとともに、外部提供や目的外利用等につき実施状況を取りまとめ報告する運用を継続することとします。</p>	有

鎌ケ谷市個人情報の保護に関する法律施行条例（骨子案）に係るパブリックコメントの意見及び市の回答一覧

NO	対象項目	意見内容（要旨）	市の考え方	条例への 反映の有無等
7	条例の名称	3、「個人情報保護法施行条例」ではまるっきり機関委任事務です。自治体鎌ケ谷市としての「個人情報保護条例」とすべきです。	条例の名称は、他自治体の動向等も参考にしながら、本市の新たな条例の内容に則り決定いたします。 新たな条例においては、理念規定や開示の手続等について本市の独自の規定を置くことを予定しており、個人情報保護法の施行に必要な事項を定めるとともに、法の範囲内で本市としての個人情報保護制度についても定める内容とするを予定しています。	無
8	個人情報ファイル簿	4、「個人情報ファイル」は1000人未満についても作成して（あるいは個人情報取り扱い事務登録簿）目的外利用、外部提供、委託などの取り扱い状況を記載・公表する仕組みとすべきです。	改正法に基づき、令和5年4月の段階で個人情報ファイルに含まれる本人の数が1,000人以上である個人情報ファイル簿の作成・公表を行います。併せて、1,000人未満のファイルについても、個人情報ファイル簿の内容に準じて情報を整理し、公表していくこととして考えております。	有
9	制度全般	条例案の条文が（新旧対照）出ていないので具体的に検討できませんが、原則は鎌ケ谷市が最初に掲げたように「現行条例の目的＝個人の尊厳の維持・個人の基本的人権の擁護・市政に対する信頼の確保の重要性を認識しその実効性を担保する」ことでこれまでの個人情報保護体制を引き下げないことが大切です。 本来でしたらデジタル社会に向けてその諸課題を解決するため個人情報の保護施策を“自己情報コントロール権”、“市民参加のデジタル社会”の視点から更に充実させる必要があるはずですが。 残念ながら市民の個人情報（ビックデータ）をグローバル企業が自由に利活用できるように改正した法律（改正個人情報保護法）により自治体の地方自治が脅かされています。 「自治の本旨」から十二分に検討していただきたく存じます。	制度改正により個人情報の保護の水準の低下を招くことのないよう、現行条例の趣旨を踏まえながら、引き続き個人情報保護制度の運用に取り組んでまいります。	無